

新興国債オープン(毎月決算型)(愛称 アトラス(毎月決算型))
追加型投信/海外/債券

設定来の基準価額の推移



※基準価額は1万口当たり、作成基準日現在、年率1.43%(税抜1.30%)の信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
 ※グラフは過去の実績であり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

基準価額	4,053 円
純資産総額	35.0 億円

※基準価額は1万口当たりです。

騰落率	騰落率					
	1カ月前	3カ月前	6カ月前	1年前	3年前	設定来
分配金再投資基準価額	2.50%	7.33%	7.32%	10.13%	33.82%	51.99%
参考指数	1.18%	7.02%	7.37%	10.52%	38.94%	134.05%

ポートフォリオ構成比率	
株式	0.0%
(内国内株式)	(0.0%)
(内外国株式)	(0.0%)
(内先物)	(0.0%)
公社債	93.7%
(内国内公社債)	(0.0%)
(内外国公社債)	(93.7%)
(内先物)	(0.0%)
短期金融商品その他	6.3%
マザーファンド組入比率	99.5%
組入銘柄数	18銘柄

※マザーファンドを通じた実質比率
 です(マザーファンドの組入比率を除く)。

※騰落率は、1カ月前、3カ月前、6カ月前、1年前、3年前の各月の12日(休業日の場合は翌営業日)、および設定日との比較です。小数点第3位で四捨五入しております。
 ※分配金再投資基準価額の設定来騰落率は、1万口当たりの当初設定元本との比較です。また、参考指数の設定来騰落率は、設定日前営業日の現地終値との比較です。
 ※当ファンドは特定のベンチマークを設けておりませんが、「GBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット)ブロード・ディバースィファイド指数(円ベース)」を参考指数としております。同指数は、J.P.Morgan Securities Inc. が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。同指数は、J.P.Morgan Securities Inc. が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2003年1月1日より算出されております。同指数は参考指数であり、当ファンドのベンチマークではありません。
 ※指数の騰落率は、Bloombergのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが算出しております。

設定来分配金合計	6,960 円
----------	---------

過去1年間の分配実績 (1万口当たり・税引前)

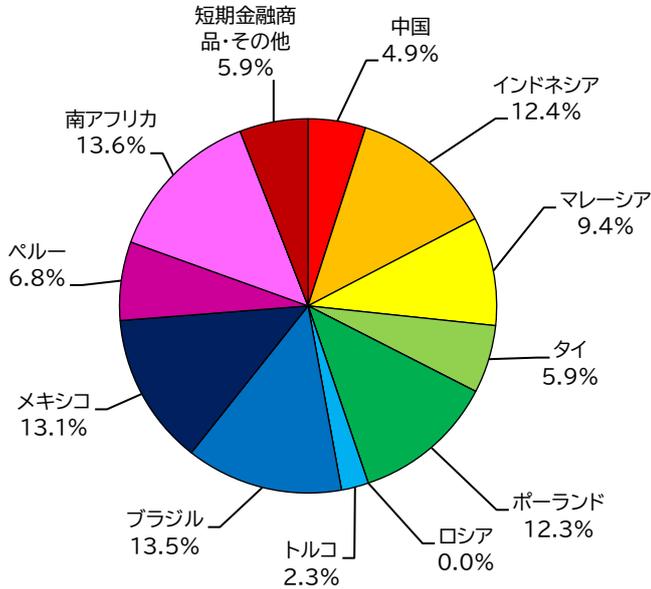
決算日	分配金	決算日	分配金	決算日	分配金
2024/09/12	10円	2025/01/14	10円	2025/05/12	10円
2024/10/15	10円	2025/02/12	10円	2025/06/12	10円
2024/11/12	10円	2025/03/12	10円	2025/07/14	10円
2024/12/12	10円	2025/04/14	10円	2025/08/12	10円

※分配金(税引前)は1万口当たりです。
 ※毎月12日(休業日に該当する場合は翌営業日)に決算を行い、主として配当等収益等から収益分配を行います。
 ※運用状況等によっては分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。

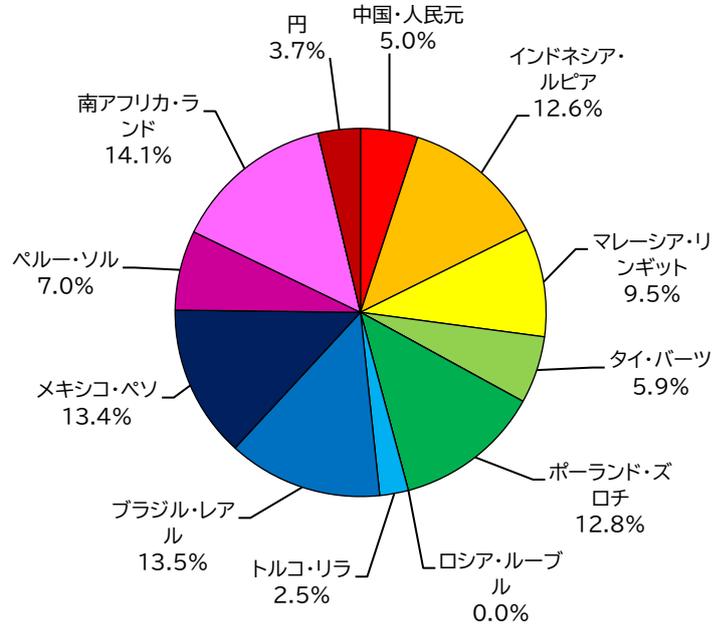
新興国国債オープン(毎月決算型)(愛称 アトラス(毎月決算型))
追加型投信/海外/債券

新興国国債マザーファンドの組入状況

<国別構成比率>

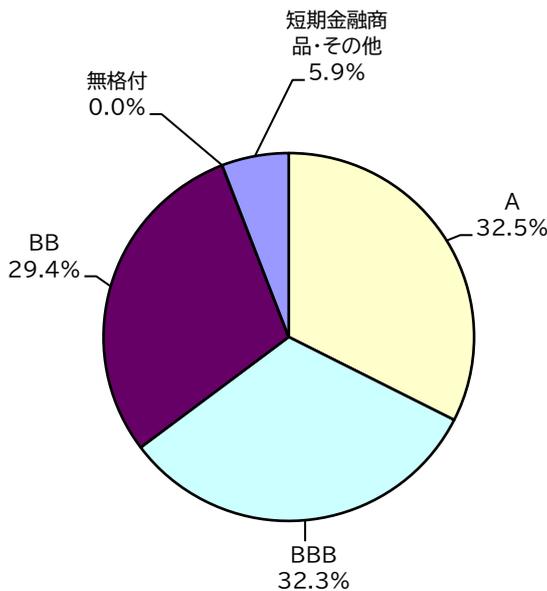


<通貨別構成比率>



※ 構成比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
 ※ 国別構成比率の「短期金融商品・その他」には、保有債券の未収利息が含まれます。
 ※ 中国・人民元は、オフショア人民元です。

<ポートフォリオの格付別構成比率>



ポートフォリオ構成比率	
組入銘柄数	18銘柄
債券組入比率	94.1%
短期金融商品・その他	5.9%

ポートフォリオ特性	
ファンド全体のデュレーション	4.67年
保有債券の平均最終利回り	7.67%
保有債券の平均直接利回り	7.79%

※ 信用格付は主要な信用格付業者等の信用格付のうち、上位のものを記載しています。

新興国国債オープン(毎月決算型)(愛称 アトラス(毎月決算型))
追加型投信/海外/債券

組入債券明細表(新興国国債マザーファンド)

国債

国名	通貨名	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量(額面)	投資比率 (%)	信用格付
南アフリカ	南アフリカ・ランド	REP SOUTH AFRICA	8.250	2032/03/31	32,000,000	7.3	BB
南アフリカ	南アフリカ・ランド	REP SOUTH AFRICA	8.875	2035/02/28	28,000,000	6.3	BB
トルコ	トルコ・リラ	TURKIYE GOV BOND	31.080	2028/11/08	24,000,000	2.3	BB-
タイ	タイ・バーツ	THAILAND GOVT	2.125	2026/12/17	45,000,000	5.9	A-
ロシア	ロシア・ルーブル	RUSSIA-OFZ	0.000	2028/01/19	165,000,000	0.0	WR
ポーランド	ポーランド・ズロチ	POLAND GOVT BOND	6.000	2033/10/25	10,200,000	12.3	A
ペルー	ペルー・ソル	PERU B SOBERANO	7.300	2033/08/12	5,201,000	6.8	BBB+
マレーシア	マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVT	3.885	2029/08/15	5,000,000	5.1	A
マレーシア	マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVT	4.642	2033/11/07	4,000,000	4.3	A
メキシコ	メキシコ・ペソ	MEXICAN BONOS	8.500	2030/02/28	8,000,000	1.8	BBB+
メキシコ	メキシコ・ペソ	MEXICAN BONOS	7.500	2033/05/26	24,000,000	4.9	BBB+
メキシコ	メキシコ・ペソ	MEXICAN BONOS	7.750	2034/11/23	31,000,000	6.4	BBB+
インドネシア	インドネシア・ルピア	INDONESIA GOV'T	7.000	2030/09/15	24,000,000,000	6.5	BBB
インドネシア	インドネシア・ルピア	INDONESIA GOV'T	8.250	2036/05/15	20,000,000,000	5.9	BBB
中国	中国・人民元	CHINA GOVT BOND	3.820	2027/11/02	8,000,000	4.9	A+
ブラジル	ブラジル・リアル	BRAZIL-LTN	0.000	2026/01/01	1,500,000	1.1	BB+
ブラジル	ブラジル・リアル	BRAZIL NTN-F	10.000	2033/01/01	3,000,000	2.0	BB+
ブラジル	ブラジル・リアル	BRAZIL NTN-F	10.000	2035/01/01	16,400,000	10.4	BB+

(注) 投資比率はすべてマザーファンドの純資産総額に対する比率です。
信用格付は当該日の現地前営業日を基準に掲載しています。
「WR」は、信用格付の取り下げです。

新興国債オープン(毎月決算型)(愛称 アトラス(毎月決算型)) 追加型投信/海外/債券

主要投資対象国の債券利回り(%)

発行国	設定日 2007/8/30	前期末 2025/7/14	当期末 2025/8/12	設定日 との比較	前期末 との比較
中国	3.77	1.74	1.80	▲ 1.97	0.06
インドネシア	9.93	6.52	6.40	▲ 3.53	▲ 0.12
マレーシア	3.76	3.59	3.52	▲ 0.24	▲ 0.07
タイ	4.58	1.66	1.58	▲ 3.00	▲ 0.08
ポーランド	5.66	4.88	4.82	▲ 0.84	▲ 0.06
ロシア	6.00	-	-	-	-
トルコ	17.79	31.90	31.61	13.82	▲ 0.29
ブラジル	11.67	13.98	13.78	2.11	▲ 0.20
メキシコ	7.78	9.29	9.09	1.31	▲ 0.20
ペルー	6.75	6.05	5.92	▲ 0.83	▲ 0.13
南アフリカ	8.44	10.27	10.01	1.57	▲ 0.26

※各国の債券利回りは、「GBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット) ブロード・ディバースファイド指数」の情報に基づくため、償還年限は国ごとに異なります。また、当ファンドが実際に投資している債券の利回りとは異なります。なお、各利回りとも該当日の前営業日のデータを使用しています。

※ロシア国債は、「GBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット) ブロード・ディバースファイド指数」の構成国から除外されたため、利回りデータは「-」で表示しています。

(出所: BloombergデータよりSBI岡三アセットマネジメント作成)

主要為替レートの状況(対円)

通貨名	設定日 2007/8/30	前期末 2025/7/14	当期末 2025/8/12	設定来 騰落率	前期比 騰落率
中国・人民元	15.33	20.50	20.63	34.58%	0.64%
インドネシア・ルピア	1.24	0.91	0.92	▲ 25.81%	1.10%
マレーシア・リンギット	33.10	34.58	35.03	5.82%	1.29%
タイ・バーツ	3.37	4.53	4.58	35.91%	1.10%
ポーランド・ズロチ	41.32	40.22	40.51	▲ 1.96%	0.72%
ロシア・ルーブル	4.51	1.89	1.87	▲ 58.54%	▲ 1.06%
トルコ・リラ	87.78	3.67	3.65	▲ 95.84%	▲ 0.48%
ブラジル・リアル	58.88	26.44	27.27	▲ 53.69%	3.12%
メキシコ・ペソ	10.47	7.88	7.95	▲ 24.05%	0.88%
ペルー・ソル	36.57	41.35	42.00	14.85%	1.57%
南アフリカ・ランド	16.18	8.20	8.37	▲ 48.27%	2.07%

※為替レートは対顧客電信売買相場の当日(東京)の仲値です。

インドネシア・ルピアに関しては、100倍して表示しています。

※中国・人民元は、設定日はオンショア人民元、前期末および当期末はオフショア人民元のデータを表示しています。

(出所: 投資信託協会データよりSBI岡三アセットマネジメント作成)

新興国債オープン(毎月決算型)(愛称 アトラス(毎月決算型))
追加型投信/海外/債券

ファンドマネージャーのコメント

第215期(2025年7月15日~2025年8月12日)

(投資環境)

新興国の国債市場では、米連邦準備制度理事会(FRB)が9月に利下げを再開するとの見方が強まる中、総じて利回りが低下(価格は上昇)しました。当期間においては、トルコが3.0%、ロシアが2.0%、インドネシア、メキシコ、南アフリカが0.25%の利下げを実施しました。こうした環境下において、当ファンドの参考指数(運用実績を評価するためのベンチマークではありません)であるJPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバースィファイド指数の平均利回りは、5.97%から5.90%へ低下しました。当期間中の現地通貨ベースの参考指数のリターン(債券要因)は+0.88%となりました。当期間において当ファンドが投資対象としている新興国債(参考指数から除外されているロシア国債を除く)の現地通貨ベースの参考指数のリターン(債券要因)は、トルコを筆頭に9カ国がプラスとなる一方、中国のみがマイナスとなりました。

為替市場では、FRBの早期利下げ観測が強まったことを背景に、新興国通貨が対ドルで堅調に推移しました。また、世界的な株価の堅調推移を受けて、新興国通貨は対円でも総じて強含みに推移しました。こうした環境下において、当期間中の参考指数リターンの為替要因(対円)は+0.30%となりました。当ファンドが投資対象としている新興国通貨の当期間中の対円での騰落率は、ブラジル・リアルなど9通貨がプラスとなる一方、トルコ・リラなど2通貨がマイナスとなりました。

(運用経過)

当ファンドは、「新興国債マザーファンド」の受益証券への投資を通じて実質的な運用を行っています。当期間中の同ファンドへの投資比率は、概ね99.5%程度を中心に高位を維持しました。

「新興国債マザーファンド」の運用経過は以下の通りです。

当ファンドは、投資にあたって、JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバースィファイド指数を構成する新興国の中から、国債の利回り水準や流動性、GDP、経常収支、外貨準備、インフレ率などのファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)等を総合的に判断し、投資国および投資通貨を選定しております。作成基準日時点での投資国数は11カ国、投資通貨数は11通貨(日本円は除く)となっています。

当期間においては、概ね前作成基準日のポートフォリオを維持しました。この結果、作成基準日時点での新興国債の投資比率は94.1%、新興国通貨の投資比率は96.3%となりました。ファンド全体の金利変動リスクを測る尺度であるデュレーションは、前作成基準日から0.07年短期化となる4.67年で作成基準日を迎えました。

なお、第215期の収益分配金に関しては、分配可能額、基準価額水準等を勘案し、主に配当等収益等から1万口当たり10円(税引前)とさせていただきます。

(今後の運用方針)

新興国の国債市場では、米国の関税政策に対する不透明感が残るものの、多くの国が緩和的な金融政策を維持すると予想されることから、引き続き利回りが低下しやすい局面にあると考えています。また、FRBの早期利下げが視野に入中、相対的に利回り水準の高い新興国の国債市場への資金流入が継続する可能性が高く、市場の下支えになると見えています。

為替市場では、トランプ政権の対外強硬姿勢が中長期的なドル安につながるとの懸念が台頭しつつあります。ただし、緩やかなドル安は新興国への投資資金の流入を促進する要因となるため、新興国通貨にとっては追い風になると考えています。一方、日銀は利上げ路線を維持しているものの、政策金利がインフレ率を大幅に下回る環境は当面続くと予想されることから、円高圧力は引き続き限定的にとどまると判断しています。

このような投資環境を踏まえ、新興国の国債・通貨の投資比率は、投資環境の変化に対応し機動的に見直していく方針です。また、今後も各国のファンダメンタルズ、中長期的な投資妙味、各種リスク等を勘案し、国別・通貨別の配分およびポートフォリオのデュレーションについて適宜調整を行ってまいります。

なお、上記の運用方針は、あくまで現在の投資環境の下で想定したものであり、投資環境に大きな変化があった場合は、運用方針を変更することがありますのでご了承ください。

※ 今後の運用方針等は、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。また、市場環境等についての評価、分析等は、将来の運用成果を保証するものではありません。

ファンド情報

設定日	2007年8月30日
償還日	原則として無期限
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)

ファンドの特色(1)

1 主としてJPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数を構成する新興国が発行する現地通貨建ての国債または政府機関が発行する債券、およびそれと同等の価値が得られるクレジット・リンク・ノート等(以下、「新興国の国債等」といいます。)に投資を行います。

●実際の運用は新興国国債マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。

※マザーファンドの受益証券への投資を通じて、マザーファンドの投資態度と実質的に同一の投資態度で運用を行います。

2 投資にあたっては、JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数を構成する新興国の中から、利回り水準や流動性等を考慮して選定した新興国の国債等に、ポートフォリオの70%程度を投資します。(ステップ①)

次に、ポートフォリオの30%程度を、GDP、経常収支、外貨準備高等から総合的に判断して、ファンダメンタルズが良好であり、あるいはファンダメンタルズの改善が見込めることなどから、通貨価値の上昇が見込まれる新興国の国債等に投資します。なお、この場合に、ステップ①で投資した新興国の国債等に重複して投資する場合があります。(ステップ②)

3 1カ国の新興国の国債等への投資上限は投資信託財産の純資産総額の15%程度とします。

4 新興国の国債等の実質組入比率は高位に保つことを基本としますが、市況動向によっては弾力的に組入れを引き下げることがあります。投資環境の変化へ対応するため、先進国の国債(日本、米国、ドイツ等)に投資する場合があります。ただし、先進国の国債の実質組入比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%未満とします。

ファンドの特色(2)

ポートフォリオ変更のイメージ

通貨危機、信用危機、政情不安などの理由により、新興国の通貨または債券価格の下落が想定される場合や世界的な株安等を受けて先進国の国債などの安全資産への資金シフトが想定される場合などには、新興国の国債等の組入れを引き下げることがあります。

※ファンドは、原則として為替ヘッジを行いませんが、投資環境の急変が起きた場合等には為替ヘッジを行うことがあります。

5 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、投資環境の急変が起きた場合等には、委託会社の判断により為替ヘッジを行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● **分配方針**

毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、主として配当等収益等から行います。ただし、1月、4月、7月、10月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益(評価益を含みます。)等が存在するときは、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

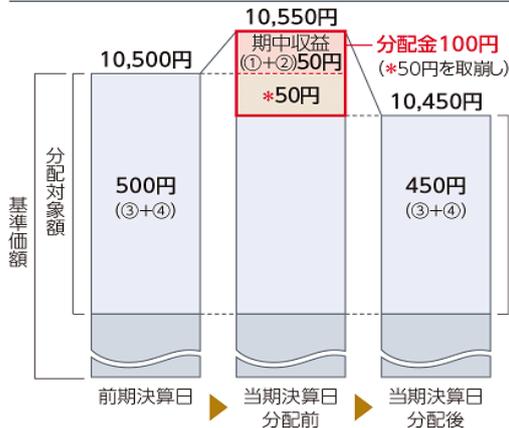
ファンドで分配金が支払われるイメージ



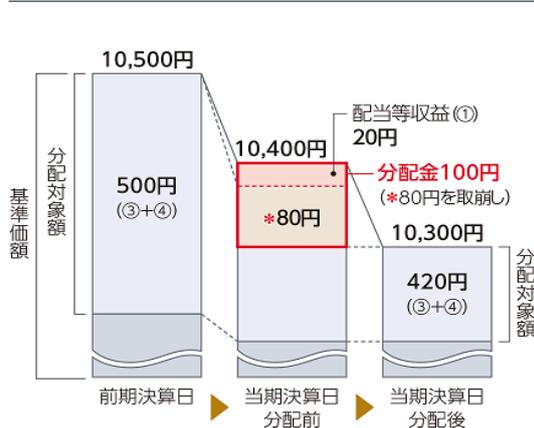
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金

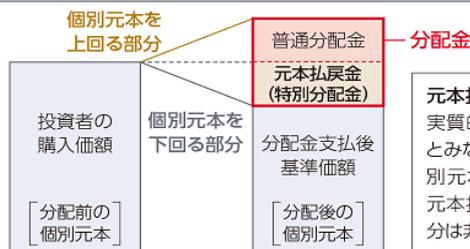
追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等<ファンドの費用・税金>」をご参照ください。

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、新興国の国債等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

● その他の変動要因

流動性リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

投資リスク(2)

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

新興国国債オープン(毎月決算型)(愛称 アトラス(毎月決算型))
 追加型投信／海外／債券

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
換金制限	ありません。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	原則として無期限(2007年8月30日設定)
繰上償還	受益権口数が5億口を下回るようになった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
運用報告書	2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

新興国債オープン(毎月決算型)(愛称 アトラス(毎月決算型))
追加型投信/海外/債券

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	<p>購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.85%(税抜3.50%)です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。 新興国債オープン(1年決算型)からのスイッチング(乗換え)により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。</p>		<p>ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。</p>	
信託財産留保額	<p>1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.2%</p>			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額×年率1.43%(税抜1.30%)</p>			
	配 分	委託会社	年率0.62%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
		販売会社	年率0.60%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.08%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。	
その他費用・ 手数料	<p>監査費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%) 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。</p>			

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

委託会社および関係法人の概況

- 委託会社 SBI岡三アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行います。)
- 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

新興国債オープン(毎月決算型)(愛称 アトラス(毎月決算型)) 追加型投信/海外/債券

販売会社について(1)

受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。なお、販売会社には取次証券会社が含まれる場合があります。

商号	登録番号	日本証券業 協会	加入協会		
			一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
(金融商品取引業者)					
岡三証券株式会社	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	関東財務局長(金商)第169号	○			
アイザワ証券株式会社	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
阿波証券株式会社	四国財務局長(金商)第1号	○			
岩井コスモ証券株式会社	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
白木証券株式会社	関東財務局長(金商)第31号	○			
株式会社SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡安証券株式会社	近畿財務局長(金商)第8号	○			
香川証券株式会社	四国財務局長(金商)第3号	○			
寿証券株式会社	東海財務局長(金商)第7号	○			
篠山証券株式会社	近畿財務局長(金商)第16号	○			
静岡東海証券株式会社	東海財務局長(金商)第8号	○			
荘内証券株式会社	東北財務局長(金商)第1号	○			
内藤証券株式会社	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
南都まほろば証券株式会社	近畿財務局長(金商)第25号	○			
ニュース証券株式会社	関東財務局長(金商)第138号	○	○		
播陽証券株式会社	近畿財務局長(金商)第29号	○			
益茂証券株式会社	北陸財務局長(金商)第12号	○			
マネックス証券株式会社	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	関東財務局長(金商)第105号	○			○
明和証券株式会社	関東財務局長(金商)第185号	○			
山和証券株式会社	関東財務局長(金商)第190号	○			
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
三晃証券株式会社	関東財務局長(金商)第72号	○			
JIA証券株式会社	関東財務局長(金商)第2444号	○			○
野畑証券株式会社	東海財務局長(金商)第18号	○			○
武甲証券株式会社	関東財務局長(金商)第154号	○			

新興国債オープン(毎月決算型)(愛称 アトラス(毎月決算型))
追加型投信/海外/債券

販売会社について(2)

受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。なお、販売会社には取次証券会社が含まれる場合があります。

商号	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
(登録金融機関)					
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社熊本銀行	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社静岡中央銀行	東海財務局長(登金)第15号	○			
株式会社十八親和銀行	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社福岡銀行	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	関東財務局長(登金)第624号	○		○	

(注) 販売会社によっては、現在、新規のお申込みを受け付けていない場合があります。

委託会社 お問い合わせ先	電話番号 03-3516-1300(営業日の9:00~17:00)	ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp
-----------------	--------------------------------------	---

ご注意

- 本資料はSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。購入の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。投資信託説明書(交付目論見書)の交付場所につきましては「販売会社について」でご確認ください。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 本資料は当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。